

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 道路の区域変更

道路整備課

【公告】

○ 岡山県視覚障害者センターの指定管理者の募集

障害福祉課

○ 岡山県聴覚障害者センターの指定管理者の募集

〃

○ 岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設の指定管理者の募集

〃

○ 岡山県総合展示場コンベックス岡山の指定管理者の募集

企業誘致・投資促進課

○ 岡山セラミックスセンターの指定管理者の募集

産業振興課

○ 公共測量の実施

監理課

〃

〃

○ 第五十二回採石業務管理者試験の実施

河川課

○ 落札者等の決定

警察本部会計課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年八月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久世中和線
- 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市蒜山下和字向田二〇二三番三地从先 から 真庭市蒜山下和字山乗二〇九三番四四地从先まで	新	九・二〇 二五・〇	六四・〇
真庭市蒜山下和字向田二〇二三番三地从先 から 真庭市蒜山下和字山乗二〇九三番四四地从先まで	旧	九・二〇 四三・三	六四・〇

〔四〇二〕岡山県視覚障害者情報提供施設条例（昭和六十年岡山県条例第八号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。
令和五年八月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県視覚障害者センター（以下「センター」という。）

2 所在地

岡山市北区西古松二六八番地の一

3 施設概要

- (1) 敷地面積 六〇四平方メートル
(2) 延床面積 七五三・一二平方メートル
(3) 施設内容 一階 閲覧室・点字パソコン室、点字書庫、機械室、倉庫
二階 事務室、テープ書庫、テープ作業室、録音室（三室）、聴読室（二室）、点字本印刷室、倉庫、プリント室、作業室
三階 会議室（三室）、調理室
屋外 駐車場、駐輪場等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、条例、岡山県視覚障害者情報提供施設条例施行規則（昭和六十年岡山県規則第十七号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）及び別に示す岡山県視覚障害者センター指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関すること。
2 施設等の維持管理に関すること。
3 条例第二条に規定する業務の実施に関すること。
4 その他センターの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで（予定）

五 管理運営費

センターの管理運営に要する費用に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第十一項の

規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和五年八月十五日（火）から同年十月十三日（金）までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県子ども・福祉部障害福祉課福祉推進班

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六一二二六一七三六二（直通）

ファックス 〇八六一二二四一六五二〇

電子メールアドレス shofuku@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、三〇〇円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県子ども・福祉部障害福祉課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/page/866106.html>

3 募集説明会（現地説明会）

現地説明会については、協議の上、随時現地で実施するので、参加を希望する法人等は、説明会参加申込書に所定事項を記載の上、持参又はファックスにより令和五年八月三十一日（木）午後五時（必着）までに2(2)の場所へ申し込むこと。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2(1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ センターの管理運営に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成

されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

キ 役員の名簿

ク 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

ケ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

コ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和五年十月十三日(金)必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県子ども・福祉部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類(以下「提出書類」という。)について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が視覚障害者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容がセンターの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

3 選定結果の通知等
(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等(以下「申請者」という。)に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。(令和五年十一月を予定)

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することができる。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)及び個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があつた場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があつた場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所

〔四〇三〕岡山県視聴覚障害者情報提供施設条例（昭和六十年岡山県条例第八号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。
令和五年八月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県聴覚障害者センター（以下「センター」という。）

2 所在地

岡山市北区南方二丁目一三番一号 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館
四階

3 施設概要

- (1) 延床面積 五四五・二二平方メートル
- (2) 施設内容 スタジオ製作室、ライブラリー試写室・情報機器利用室、相談室、
研修室、会議室、事務室、団体事務室、オープンスペース、倉庫

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、条例、岡山県視聴覚障害者情報提供施設条例施行規則（昭和六十年岡山県規則第十七号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三十四号）及び別に示す岡山県聴覚障害者センター指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関すること。
- 2 施設等の維持管理に関すること。
- 3 条例第三条に規定する業務の実施に関すること。
- 4 その他センターの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで（予定）

五 管理運営費

センターの管理運営に要する費用に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又

は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和五年八月十五日（火）から同年十月十三日（金）までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県子ども・福祉部障害福祉課福祉推進班

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六一二二六一七三六二（直通）

ファックス 〇八六一二二四一六五二〇

電子メールアドレス shofuku@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、三〇〇円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県子ども・福祉部障害福祉課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/page/867256.html>

3 募集説明会（現地説明会）

現地説明会については、協議の上、随時現地で実施するので、参加を希望する法人等は、説明会参加申込書に所定事項を記載の上、持参又はファックスにより令和五年八月三十一日（木）午後五時（必着）までに2(2)の場所へ申し込むこと。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2(1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ センターの管理運営に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。

ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定

申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

才 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

キ 役員の名簿

ク 1 (2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

ケ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

コ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和五年十月十三日(金)必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県子ども・福祉部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類(以下「提出書類」という。)について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が聴覚障害者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容がセンターの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等(以下「申請者」という。)に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。(令和五年十一月を予定)

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)及び個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があつた場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があつた場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六 2 (2)の場所

〔四〇四〕岡山県健康の森学園条例（平成二年岡山県条例第二十八号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和五年八月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設（以下「事業所等」という。）

2 所在地

新見市哲多町大野二〇三四番地の五

3 施設概要

- (1) 敷地面積 一七・八七ヘクタール（岡山県健康の森学園ゾーン）
- (2) 建物面積 五、一二四・三一平方メートル
- (3) 施設内容 研修棟、食堂棟、附属設備棟一、車庫、授産寮舎一、授産寮舎二、授産寮舎三、訓練舎（畜産果樹）、訓練舎（田）、便所、訓練舎（畑）、農具庫一、農具庫二、牛舎、堆肥舎

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う事業所等の管理の基準は、条例、岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設規則（平成三年岡山県規則第一六号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第百三十四号）及び別に示す岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 条例第二条に規定する業務（事業所等に係るものに限る。）の実施に関する事。
- 2 事業所等の利用の許可に関する事。
- 3 事業所等の施設及び設備の維持管理に関する事。
- 4 その他の事業所等の運営に関する事。

四 指定管理者の指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

事業所等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、事業所等の管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他の事業所等の管理運営に係る収入のほかに、事業所等の管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

- (1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）である事。
- (2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しない事。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第二項(同項を準用する場合を含む。)の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税(県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税)並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。)が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成二十二年岡山県条例第五十七号)

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者

イ 暴力団(岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和五年八月十五日(火)から同年十月十三日(金)までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する休日をいう。)を除く。

(2) 配布場所

岡山県子ども・福祉部障害福祉課福祉推進班

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六一二二六一七三六二(直通)

ファックス 〇八六一二二四一六五二〇

電子メールアドレス shofuku@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、三〇〇円分の切手を貼った返信用封筒(角形二号(A四サイズ)の用紙が折らずに入る大きさのもの)を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県子ども・福祉部障害福祉課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/page/566295.html>

3 募集説明会(現地説明会)

現地説明会については、協議の上、随時現地で実施するので、参加を希望する法人等は、説明会参加申込書に所定事項を記載の上、持参又はファックスにより令和五年八月三十一日(木)午後五時(必着)までに2(2)の場所へ申し込むこと。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2(1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書(以下「指定申請書」という。)

イ 事業所等の管理運営に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

キ 役員の名簿

ク 1 (2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

ケ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

コ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和五年十月十三日（金）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県子ども・福祉部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 条例第二条に規定する業務（事業所等に係るものに限る。）について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。

(2) 事業計画の内容が知的障害者の平等な利用を確保することができるものであること。

(3) 事業計画の内容が事業所等の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和五年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することができる。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

- 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
 - 6 提出書類に虚偽又は不正があつた場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があつた場合は、申請を無効とする。
 - 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。
- 十 問い合わせ先
六 2 (2) の場所

〔四〇五〕岡山県総合展示場コンベックス岡山条例（平成三年岡山県条例第二十四号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和五年八月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県総合展示場コンベックス岡山（以下「コンベックス岡山」という。）

2 所在地

代表地 岡山市北区大内田六七五番地

代表地以外 岡山市北区大内田六七八番地並びに早島町矢尾七七〇番地、七七一番地、七七四番地、七七七番地及び七八五番地

3 施設概要

(1) 敷地面積 六九、六九四平方メートル

(2) 建築面積 一二、四一二平方メートル

(3) 延床面積 一七、七二四平方メートル

(4) 施設内容 展示施設（大展示場、中展示場、小展示場、屋外展示場）、会議施設（国際会議場、バンケットホール、中会議室、小会議室）、その他の施設（レストラン、駐車場等）

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うコンベックス岡山の管理の基準は、条例、岡山県総合展示場コンベックス岡山条例施行規則（平成三年岡山県規則第三十三号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）及び別に示す岡山県総合展示場コンベックス岡山指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 コンベックス岡山の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用等の許可に關すること。

2 施設等の維持管理に關すること。

3 条例第二条に規定する業務の実施に關すること。

4 その他コンベックス岡山の運営に關すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び県への納付額

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として收受し、コンベックス岡山の管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、指定管理者は、利用料金その他のコンベックス岡山の管理運営に係る収入のうち、一定額を県へ納付するものとする。

県への納付額は、指定管理者の指定の申請をした者（以下「申請者」という。）が公募の際に提案した額（以下「定額納付金」という。）と、利用料金等収入額から管理運営費及び定額納付金を差し引いた額の二分の一の額との合計額とするが、定額納付金が四の期間につき総額四七〇、〇〇〇千円（年額八〇、〇〇〇千円）に満たない場合は、その申請者を失格とする。

なお、納付方法等の手続については、県と指定管理者が締結する協定において定めるものとする。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者
イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和五年八月十五日（火）午前九時から同年十月十三日（金）午後四時まで

(2) 配布方法

県産業労働部企業誘致・投資促進課のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/page/865813.html>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和五年八月二十八日（月）午後一時三十分から午後三時三十分まで

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等は、募集要項で定めるところによる。

4 指定申請書の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間とする。

ただし、岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ コンベックス岡山の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の直近の三事業年度における法人

等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。

ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては、前事業年度を除く直近の三事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1(2)及び1(3)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

十の場所へ持参又は郵便若しくは信書便による送付とする。

なお、郵便又は信書便による送付の場合は、書留郵便その他の送付物が相手方に到着したこと及びその時間が確認することができる方法に限る。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県産業労働部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づき審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

- (1) 事業計画の内容が利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容がコンベックス岡山の機能を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理運営が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- (4) その他コンベックス岡山の業務を効率的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に文書で通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和五年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のために必要な場合は、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び個人情報法の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があつた場合、その他申請者及び関係者において不適法又は不正な行為があつた場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項で定めるところによる。

十 問い合わせ先

岡山県産業労働部企業誘致・投資促進課開発推進班

〒703-1827 岡山市中区古京町一丁目七番三六号

電話 ○八六一二二六一七三八九（直通）

ファックス ○八六一二二六一七八〇〇

電子メールアドレス kiryuu@pref.okayama.lg.jp

〔四〇六〕岡山県岡山セラミックスセンター条例（平成二年岡山県条例第二十号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。
令和五年八月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山セラミックスセンター（以下「センター」という。）

2 所在地

備前市西片上一四〇六番地一八

3 施設概要

- (1) 敷地面積 五、五九九・四七平方メートル
- (2) 延床面積 二、一六一・六五平方メートル
- (3) 施設内容 ホール、会議室、セミナー室、各種解析室、各種分析室、研究室、各種実験室、加工室、変電室等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、条例、岡山県岡山セラミックスセンター条例施行規則（平成二年岡山県規則第三十八号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三十四号）及び別に示す岡山セラミックスセンター指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用等の許可に関すること。
- 2 施設等の維持管理に関すること。
- 3 次に掲げる業務の実施に関すること。
 - (1) セラミックスに関する技術開発等の支援
 - (2) 施設等の提供
 - (3) セラミックスに関する図書等の収集及び提供
 - (4) セラミックスの製品等の展示
 - (5) 利用者アンケートの実施
 - (6) 自主事業の実施
- 4 その他センターの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、センターの管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他のセンターの管理運営に係る収入のほかに、センターの管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

- (1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その

他の団体（以下「法人等」という。）であること。
(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和五年八月十五日（火）から同年十月十三日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県産業労働部産業振興課地域産業班
〒七〇三―八二七八 岡山市中区古京町一丁目七番三六号

電話 〇八六―二二六―七三五二（直通）

ファックス 〇八六―二二四―二一六五

電子メールアドレス sangyo@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「岡山セラミックスセンター募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県産業労働部産業振興課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/page/864616.html>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和五年九月四日（月）午後二時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところに

よる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1 (2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和五年十月十三日（金）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県産業労働部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 利用者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容がセンターの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) その他センターの業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和五年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出書類は、返却しない。
 - 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。
 - 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
 - 4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
 - 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
 - 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
 - 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。
- 十 問い合わせ先
六2(2)の場所

令和5年8月15日 岡山県公報 第12523号

〔四〇七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年八月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	備前市吉永町南方、吉永町金谷及び野谷地内
測量の種類	公共測量（基準点測量）
測量期間	令和五年八月三日から同年十月三十日まで

〔四〇八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、久米南町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年八月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡久米南町安ヶ嶋地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年八月三日から同年九月二十九日まで	測量期間

令和5年8月15日 岡山県公報 第12523号

〔四〇九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年八月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市土橋地内	新見市唐松地内	測量区域
公共測量（基準点測量）		測量の種類
令和五年七月二十七日から 同年十月三十一日まで		測量期間

令和5年8月15日 岡山県公報 第12523号

〔四一〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年八月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

内 岡山市東区長沼地	測 量 区 域
公共測量（用地測量）	測 量 の 種 類
令和五年八月十三日から同年十月二十七日まで	測 量 期 間

〔四一〕採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第五十二回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和五年八月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験場所

岡山市北区芳賀五三〇一番地
テクノサポート岡山 中会議室

二 試験期日

令和五年十月十三日（金曜日）午前十時から正午まで

三 受験願書の受付期間

令和五年八月十五日（火曜日）から同年九月十四日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵便又は信書便による送付の場合は、同日の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

四 受験願書の提出先

郵便番号 七〇〇一八五七〇
岡山市北区内山下二丁目四番六号
岡山県土木部河川課

五 受験手数料

八千円（受験願書に相当額の岡山県収入証紙を貼り付けて納付すること。）

六 その他

1 受験願書等及び試験実施案内書は、岡山県土木部河川課、各県民局建設部（各地域事務所建設部を含む。以下同じ。）、岡山市下水道河川局下水道河川計画課及び倉敷市建設局土木部土木課で交付する。

また、岡山県土木部河川課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/64/>）からダウンロードすることもできる。

2 受験手続についての問い合わせは、岡山県土木部河川課（電話〇八六一二二六一七四七八）又は各県民局建設部に行うこと。

令和5年8月15日 岡山県公報 第12523号

〔四一二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和五年八月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 借入件名及び数量
岡山県警察ネットワーク端末 二百五十七組
- 二 借入期間
令和六年三月一日から令和十一年二月二十八日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部警務部情報管理課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
令和五年七月二十七日
- 五 落札者の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社岡山営業所
岡山市北区下石井二丁目二番五号
- 六 落札金額
一月当たり九二二、三五〇円（うち消費税額及び地方消費税の額八三、八五〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和五年六月二日